

有賀賞表彰規定

(総則)

第1条 この賞は昭和12年医学会設立当初から本会の発展に尽力され、第8代医学部長、昭和50年から51年まで医学会会長、また第6代同窓会会長として本学に多大な貢献をされた有賀槐三氏からの寄付金を基本にした医学会有賀賞基金により運営し、副賞は基金より得たる果実により贈呈する。

2. この賞は日本大学医学会有賀賞と称しその表彰について本規定で定める。

(目的)

第2条 この賞は医学の進歩、発展に寄与し、会員相互の医学知識の交流と向上に資するため、新しい研究領域を率先して開拓し、それを社会的に認知されるまでに発展させた社会的貢献度の高い研究者を表彰するものである。

(選出と推薦)

第3条 この賞の対象者は次の過程で決定する。医学会有賀賞推薦委員会は受賞候補者を選出する。なお、受賞者は理事会の議を経て決定される。

(受賞)

第4条 この賞の表彰は秋季学術大会(10月)時に行い、同時に受賞講演を行うものとし、その対象は1件以内とする。

2. この賞は賞状楯に副賞を添える。

(選考委員会)

第5条 医学会有賀賞受賞者推薦委員会は会長により任命された委員長と、委員長によって選任された推薦委員によって組織運営される。

2. 選考方法は推薦委員会に一任する。

3. 推薦委員は評議員の中から若干名を選任する。

付則

1. この規定の改廃は理事会において行う

2. 医学会有賀賞基金は有賀槐三氏の承諾を得てその運用を医学部に依頼し、その果実により運営する。

3. この規定は平成18年5月27日から施行する。

(平成19年6月27日改訂)

(平成20年5月21日改訂)

(平成25年5月8日改訂)

(平成29年7月12日改訂)